

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します～

1 三密を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所の遮蔽
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止、
ハンドドライヤーの使用中止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声

6 極力制限します

- ・一度に休憩する人数の制限
- ・対面での食事や会話の制限

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤

業種別宣言

9 電気設備工事業として以下の感染拡大防止策に取り組みます

- ・マスクの着用と手洗い、手指の消毒を徹底します。
- ・出入り口などの手を触れる部分は定期的な消毒を徹底します。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知識を周知し感染拡大防止策を徹底させます。
- ・出入口等の扉や換気可能な窓を開放し定期的な換気に努めます。
- ・事務所、会議室、研修会場、休憩・休息スペース等において「三密」を避ける対策を徹底します。
- ・従業員や作業員に対して、出勤前に体温や症状の有無を確認させ、適切な健康管理を実施します。
- ・訪問先履歴を明らかにする等感染拡大防止に努めます。
- ・これらのほか、国土交通省が示す「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に沿った対応を実施します。

宣言日：令和2年6月10日

名 称：一般社団法人 埼玉県電業協会

※詳細はホームページ（<http://www.saidenkyo.jp/gaiyou/gaiyou.html>）をご覧ください

埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」

